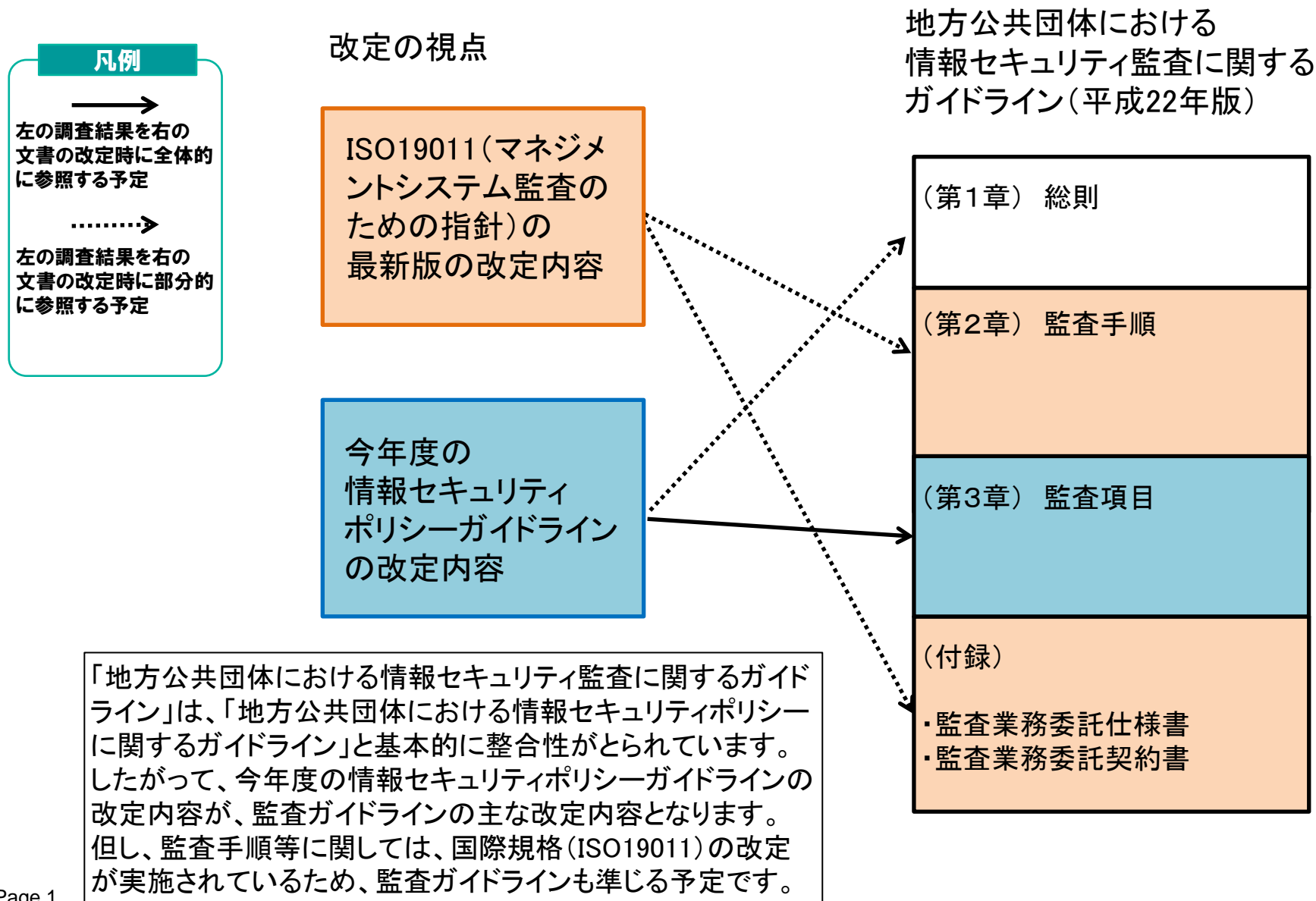


情報セキュリティ監査に関するガイドラインの改定について



(参考) 国際規格ISO19011(マネジメント監査のための指針)の改定動向

ISO19011:2003->ISO19011:2011の主な改正点

1. 第一者監査(内部監査)と第三者監査(サプライヤー監査)に焦点を合わせた。
2. 対象が、全てのマネジメントシステムの監査に拡大された。
3. **監査に関わるリスクの概念が導入された。**
 - (1) 監査プログラムに関わるリスク
 - (2) 監査活動に関わるリスク
4. **リモート監査が導入された。**
 - ・ 監査方法として、情報通信技術を活用した「リモート監査(遠隔地監査)」が追加された。
5. **力量の決定及び評価プロセスが明確にされた。**
 - (1) 監査プログラムの管理者の力量
 - (2) 監査員の力量についての考え方
 - (3) 監査員としての望ましい資質
6. **監査の原則に「機密保持」が追加された。**
7. トップマネジメントの役割が明確になった。
8. 監査プログラムの管理者と監査チームリーダーの役割分担が明確になった。
9. 監査実施中の文書レビューの明確化
10. **監査所見に「優れた実践事例」が追加された。**
11. 用語の定義

(赤字は、監査ガイドラインに影響する項目)